

事業再生計画の概要

第1 対象事業者の概要

1 会社の概要

会社の沿革

- 1931年（昭和6年） 鬼怒川温泉ホテル創設
- 1953年（昭和28年） 鬼怒川温泉ホテル株式会社設立
- 1969年（昭和44年） 金谷ホテル観光株式会社に社名変更
- 1978年（昭和53年） 鬼怒川金谷ホテル営業開始
- 1979年（昭和54年） 名古屋金谷ホテル営業開始

資本金・株式状況

(ア) 資本金

319 百万円

(イ) 総発行済株式数（平成 16 年 12 月末現在）

会社が発行する株式数 637,200 株

(ウ) 主要株主（持ち株比率）

金谷 玉枝	10.9%
金谷 輝雄	7.3%

本社・事業所

本社 東京都台東区雷門2丁目19番13号

経営者

代表取締役社長	金谷 輝雄
取締役副社長	岸島 一郎
常務取締役財務部長	廣木 富雄
常務取締役本部長	島崎 勇爾
取締役営業部長	吉澤 克祐
取締役管理部長	山口 吉一

従業員の状況（平成 16 年 9 月末現在）

従業員数 196 名

企業グループ（関連会社）

名古屋金谷ホテル株式会社（名古屋金谷ホテルを運営）

2 事業の概要

事業内容

温泉旅館事業およびビジネスホテル事業

対象事業者は、日光国立公園内・鬼怒川温泉において「鬼怒川温泉ホテル（204室、収容人員数748名）」「鬼怒川金谷ホテル（43室、収容人員数130名）」を、愛知県名古屋市において「名古屋金谷ホテル（287室、収容人員数316名）」を営んでいる。

3 財務内容

平成15年12月期

売上高：	2,984百万円
営業利益：	218百万円
経常利益：	44百万円
当期純利益：	1百万円
借入金総額：	7,129百万円

4 主要債権者

足利銀行等

第2 支援申込みに至った経緯

- (1) バブル崩壊による市況低迷により、主力ホテルが立地する鬼怒川地区への入込み数が減少するに伴い、平成5年をピークに売上は低迷。設備投資に伴う多額の借入金負担とバブル期に行った不動産、有価証券、ゴルフ会員権等の投資が不良資産となり経営を圧迫した。
- (2) 平成14年度より経営改善に着手したものの、過剰債務による金利負担が資金繰りを圧迫したことに加え、これまで必要な設備投資を抑制したことによる設備の老朽化等もあり、過剰債務の解消がされない限り再生は不可能であると判断し、足利銀行と共に産業再生機構への再生支援の申込みをするに至った。

第3 事業計画等の概要

1 事業計画

事業の方針

コア事業と位置づける「鬼怒川金谷ホテル」「鬼怒川温泉ホテル」に経営資源を集中する。

両ホテルともターゲットとする顧客層は違うものの、定評のある料理とサービスを一層充実させることにより、「顧客満足度の高い」宿を目指す。

なお、「名古屋金谷ホテル」については、事業の譲渡等を行い撤退する。

マネジメント体制の強化

新取締役会の構成は、外部招聘予定の代表取締役および非常勤取締役2名の計3名体制を予定している。

(株)旅館マネジメントサポートの指導のもと近代的な経営管理体制の確立、ガバナンス強化を目指す。

設備投資計画

両ホテルともに、客室の改装、パブリック施設の改装などを行う。

2 企業再編（ストラクチャー）

対象事業者は減資をしたのち、民間投資家及び産業再生機構より総額150百万円の出資を受ける予定である。

産業活力再生特別措置法（産活法）の申請を行う予定。

3 金融支援の概要

関係金融機関に対し、総額約49億円の金融支援を要請する。

4 事業再生計画の予想計数

	平成15年12月期 (実績値)	平成19年12月期
売上高：	2,984百万円	2,302百万円
営業利益：	218百万円	143百万円

第4 支援基準適合性

1 生産性向上基準

本件事業再生計画の実施により、有形固定資産回転率が5%以上向上すると見込まれ、生産性向上基準を満たす。

2 財務健全化基準

本件事業再生計画の実施により、有利子負債のキャッシュフローに対する比率は10倍以内となり、かつ、経常収入は経常支出を上回ることが

見込まれ、財務健全化基準を満たす。

3 清算価値との比較

本件事業再生計画を実施した場合の当該債権の価値は、対象事業者を清算した場合の債権の価値を上回るものと見込まれる。

4 3年以内のリファイナンス等の可能性

事業再生計画の実施により、対象事業者の財務状況は大幅に改善する見込であり、その後も安定したキャッシュフローの確保が見込まれるため、リファイナンスは十分に可能である。

5 過剰供給構造の解消との関係

本計画の遂行により、「供給能力」が増加する事業はないため、産業活力再生特別措置法の施行に係る指針第15条に規定する「過剰供給構造の解消を妨げるもの」に該当しないものと判断される。

6 労働組合との協議の状況

対象事業者に労働組合はないため、今後直ちに従業員代表と話し合いの機会を持ち、本計画について労使間で協議する予定である。

第5 経営者の責任

経営者の責任を明確にするため、現取締役は全員退任する。

第6 株主の責任

99%の減資を行い併せて増資等を行うため、株主が保有する株式の割合的価値は相当程度希薄化される。

また、取締役等、代表者一族及び関連会社の保有する株式の全ては、無償で対象事業者に譲渡されたいえ消却される。

以 上